

## 子どもの権利条約

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989(平成元)年11月に国際連合の総会で採択されました。日本は1994(平成6)年にこの条約を結んでいます。

この条約は54条からなっていて、子どもを人権の主人公として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。また、子どもは心や体が発達し、成長する途中にあることから、特別に保障されることが必要で、子どもは大人から発達を支援され、援助されなければなりません。

「子どもの権利条約」では子どもの権利として次の4つの権利を守ることが定められています。

### 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

### 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

紛争下の子ども、障害を持つ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

### 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにも重要です。

### 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

4つの柱



ヨモくん  
土佐町国語力向上  
イメージキャラクター

### 土佐町教育委員会

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居206  
TEL:0887-82-0483 FAX:0887-70-1317  
<http://www.town.tosa.kochi.jp/>  
E-mail tosa-t@kochinet.ed.jp

# 生きる力

## 第三次土佐町幼児教育振興計画



令和4年3月  
土佐町教育委員会

